

○研究不正行為調査委員会規程

(平成 27 年 4 月 1 日)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、工学院大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為または研究費の不正使用（「研究活動における不正行為等への対応等に関する規程」に定める。）が生じた場合の研究不正調査委員会に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究成果の二重発表、不適切なオーサーシップ等
- (5) 研究費の不正使用 法令及び本学の諸規程等に反した不適切な研究費の受給、管理及び執行
- (6) 前 5 号の行為の証拠隠滅または立証妨害

2 この規程において、「配分機関等および文部科学省」とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を配分する機関をいう。

(管理及び運営体制)

第 3 条 最高管理責任者は、この規程に定める不正行為があった場合の調査等、不正行為への対応に関して統括する。

2 最高管理責任者は、不正行為への対応に関する管理・運営を研究不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）に担当させる。

(予備調査)

第 4 条 受付窓口不正行為に関する告発等があったときは、窓口担当者は学務部長に、学務部長は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、受付窓口における責任者から不正行為に関する告発等の報告を受けたときは、直ちに当該告発等の受理および当該告発等された事案に係る予備調査の実施の可否を、統括管理責任者および当該コンプライアンス推進責任者ならびに最高管理責任者が指名した者と協議の上、決定する。

3 最高管理責任者は、予備調査が必要であると認めたときは、統括管理責任者に予備調査を行わせることができるものとする。

- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該告発等の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から 30 日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、第 1 項および前項の報告に基づき、告発等の受付から 30 日以内に告発等の内容の合理性を確認の上、本調査の実施の要否を判断するものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、本調査を実施することを決定したときは、本調査の開始を告発者に通知するものとし、調査を実施しないときは、その旨を、理由を付して、告発者に通知するものとする。

(調査委員会)

第 5 条 最高管理責任者は、前条第 6 項において本調査の実施を決定したときは、調査委員会を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者（研究担当の副学長）
- (2) コンプライアンス推進責任者（当該部局等の学部長、機構長、研究科長および所長）
- (3) 科学研究について専門知識を有する外部有識者
- (4) 科学研究における行動規範について専門知識を有する外部有識者
- (5) 法律の知識を有する外部有識者
- (6) その他最高管理責任者が必要と認めた者

3 研究活動における不正行為に係る事案の調査委員会の構成は、委員の半数以上が、前項第 3 号から第 5 号までの外部有識者で構成され、総ての委員は、告発者、調査対象の研究者等（以下「被告発者」という。）と直接の利害関係を有しない者でなければならない（以下同じ。）。

4 研究費の不正使用に係る事案の調査委員会の構成は、第 2 項第 3 号および第 4 号の委員を除く。

5 委員会に委員長を置き、第 2 項第 1 号の委員をもって充てる。

6 第 2 項第 2 号から第 5 号までの委員は、委員長が委嘱する。

(守秘義務)

第 6 条 調査委員会の委員その他本規程に基づき不正行為の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らし、また、私事に利用してはならない。

(調査の実施)

第 7 条 調査委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者およびその関与の程度、不正行為の相当額等について調査するものとする。

2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関等および文部科学省に報告し、または協議しなければならない。

- 3 調査委員会は、被告発者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、関連する当該部局等のコンプライアンス推進責任者に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行うことが決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。
- 6 告発者は、告発に基づく調査への協力を理由として、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給、研究または教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 7 悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分または刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。
- 8 告発によりその対応に当たるすべての者は、告発者、被告発者、その他当該調査に協力した者の名誉およびプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第8条 被告発者は、調査委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(意見聴取)

第9条 調査委員会は、不正行為の裁定を行うに当たっては、あらかじめ被告発者に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

- 2 被告発者は、前項の調査内容の通知日から14日以内に調査委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、被告発者から意見の提出があったとき、または意見がない旨の申し出があったときは、調査委員会は、14日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

(裁定)

第10条 調査委員会は、調査の結果に基づき、不正行為の有無について裁定を行い、調査結果（裁定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、被告発者に対し、調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第11条 不正行為が行われたものと認定された被告発者および悪意に基づく告発をしたものとして認定された告発者は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に不服申立てを行うことができるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、不服申立ての趣旨が調査委員会委員の指名に関することであるときは、最高管

理責任者の判断により調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知するものとする。

- 3 最高管理責任者から、前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結果を告発者および被告発者に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、その旨を、理由を付して、告発者および被告発者に通知するものとする。
- 6 告発者および被告発者は、前2項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第12条 調査委員会の委員長は、第10条による調査結果の通知後、被告発者から不服申立てがなく、その内容が確定したとき、または前条第2項による不服申立てに対し、同条第4項もしくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第13条 最高管理責任者は、前条の最終報告書にもとづき、審議内容、審議方法等および認定結果等について、理事長へ報告するとともに、不正行為があったと認定した場合は、本学の懲戒規程に基づく懲戒処分の内容を具申するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査結果を告発者、被告発者、当該部局等の学部長、機構長および所長に通知するとともに、配分機関等および文部科学省に対しては、告発を受け付けた日から210日以内に、関係者の処分、不正行為の発生要因、被告発者が関わる調査対象以外の研究費の管理・監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関等および文部科学省へ報告しなければならない。
- 4 前2項のほか、配分機関等および文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、または中間報告を提出しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、配分機関等および文部科学省から不正行為に係る研究費の返還命令を受けたときは、被告発者に自己資金をもって当該額を返還させるものとする。
- 6 不正行為の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 7 最高管理責任者、前条による報告に基づき、不正行為が認められなかったときは、必要に応じて告発者および被告発者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為があったと認められたときは、合理的な理由により不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合および社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(懲戒)

第15条 不正行為が行われたものと認定された被告発者および悪意に基づく告発をしたものとして認定された告発者への懲戒の取扱いについては、当該不正行為に関与した者が本学の研究者等である場合は、本学の就業規則および懲戒規程に準拠するものとする。

(調査委員会の事務)

第16条 調査委員会に関する事務は、関係事務部局の協力を得て、学務部学務課で行う。

(諸規程等への委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為等および研究費の不正使用の取扱いに関し必要な事項は、別に定める工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程および研究活動における不正行為等への対応等に関する規程に準拠するものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 研究活動の不正行為防止に関する規程（平成19年9月21日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年5月19日から施行する。（常務理事会廃止に伴う改廃権者の変更）

附 則

この規程は、令和2年2月3日から施行する（「研究活動における不正行為等への対応等に関する規程」改正に伴う文言の修正）。